

第39回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 平成30年10月22日 (月) 13:30～14:45

(開催場所) エスポワールいわて 2階大中ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について (報告)

4 議 事

「住宅宿泊事業特別部会」の設置について

5 その他

(1) 岩手県次期総合計画について

(2) 次期岩手県環境基本計画の策定について

(3) その他

6 閉 会

(出席委員)

青井俊樹委員、生田弘子委員、石川奈緒委員、伊藤歩委員、内澤稲子委員、
大塚尚寛委員、小野寺真澄委員、梶田佐知子委員、菅野範正委員、渋谷晃太郎委員、
鈴木まほろ委員、滝川佐波子委員、丹野高三委員、中村正委員、林俊春委員、
水木高志委員、柳村典秀委員、瀧川利美特別委員 (石森武博氏 代理出席)、
西尾崇特別委員 (宮川浩幸氏 代理出席)、真鍋郁夫特別委員 (長尾親子氏 代理出席)

(欠席委員)

東淳樹委員、伊藤英之委員、大澤長嘉委員、小野澤章子委員、後藤均委員、
笹尾俊明委員、篠原亜希委員、鷹觜紅子委員、細井洋行委員、松坂育子委員、
山崎朗子委員

1. 開 会

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第39回岩手県環境審議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております環境生活部副部長兼環境生活企画室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。暫時、司会を務めさせていただきます。

本日は、委員31人のうち20人の御出席をいただいておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

2. あいさつ

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たり大友環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○大友環境生活部長 環境生活部長の大友でございます。第39回岩手県環境審議会の開催に当たり、御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中御出席をいただき、深く感謝申し上げます。また、日ごろより本県の環境行政の推進に御尽力いただいていることに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会でございますが、自然・鳥獣部会審議結果の報告につきまして、住宅宿泊事業特別部会の設置について御審議いただくこととしております。これは、いわゆる民泊サービスに関する届け出等を定めた住宅宿泊事業法が本年6月から施行されたことに伴い、本県におきましても騒音等民泊に起因する生活環境の悪化が懸念されることから、住宅宿泊事業を制限する区域、期間等を定めた住宅宿泊事業施行条例を県議会9月定例会に提案し、可決成立したところでございます。この条例の中には、条例施行後3年を目途に必要な措置を検討する規定を設けておりまして、環境審議会に新たな部会を設置いたしまして、地域の生活環境の保全に係る専門的な見地からの審議、検討を行っていただきたいと考えているものでございます。

また、前回の環境審議会におきまして、次期総合計画長期ビジョンの素案について御意見をいただいたところですが、本日は次期総合計画長期ビジョンの中間案及び第1期アクションプランの素案について御説明申し上げ、意見を頂戴することとしております。

本日は、限られた時間でございますけれども、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 次に、審議に入ります前に、今回人事異動により特別委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

国土交通省東北地方整備局企画部長、西尾崇特別委員でございます。本日は、代理で宮川企画部環境調整官様に御出席いただいております。

○宮川浩幸特別委員代理（西尾崇特別委員） 宮川でございます。よろしくお願い致します。

3. 報 告

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について（報告）

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、次第3の報告に入ります。

以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行は大塚会長にお願いいたします。

○大塚尚寛会長 大塚でございます。本日は、お忙しい中、第39回の岩手県環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

岩手県、特に盛岡は、ここしばらく大変天候にも恵まれまして、穏やかな日が続いておりますけれども、今年、我が国は大きな自然災害に幾つも見舞われております。1月の豪雪から始まりまして、地震、それから豪雨、台風、いろいろな自然災害が起こっております。

こういった中で、特に豪雨や台風というのは、地球温暖化による海面温度の上昇によりまして水蒸気の発生量が多くなり、このエネルギーによって大雨だとか、これまで日本に襲来しなかったような台風が非常に多くなっていると言われております。こういった地球温暖化そのものが我々の生活あるいは生産活動による影響だとしますと、いつも申し上げますけれども、環境問題は現在進行形でございます。

岩手県におきましても、こういう問題に対しましては環境基本計画に基づき施策を推進しているわけですが、本日の次第「5 その他」の中で次期岩手県環境基本計画の策定

についてお諮りしますし、そのマスタープランであります岩手県次期総合計画についても説明がございます。委員の皆様には忌憚のない御意見を活発に御発言いただければと思います。本日はよろしく願いいたします。座りまして進めさせていただきます。

それでは、3の報告ですが、審議会条例第8条第3項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございます。本日はその審議結果について報告するものです。

それでは、岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について、自然・鳥獣部会、青井部会長から報告をお願いいたします。

○青井俊樹自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会長の青井でございます。

自然・鳥獣部会の報告事項は4件です。資料ナンバー1を御覧ください。

自然・鳥獣部会では、平成30年6月12日付で諮問のありましたツキノワグマの狩猟期間の延長、第4次ツキノワグマ管理計画の変更、第12次鳥獣保護管理事業計画の変更、この3件につきまして、平成30年6月12日に開催した自然・鳥獣部会において審議をいたしました。

また、平成30年9月7日付で諮問がありました鳥獣保護区特別保護地区の指定につきましては、平成30年9月11日に開催した同部会において審議をいたしました。

まず、項目番号1から3のツキノワグマの狩猟期間について、熊の出没が多発する本県におきまして、狩猟行為により熊に対し人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図るということを目的に、(国が定める狩猟期間である)11月15日から2月15日の狩猟期間に加えまして、本県では11月1日から11月14日までの半月間を延長するというにし、この狩猟期間の延長を踏まえた第4次ツキノワグマ管理計画及び第12次鳥獣保護管理事業計画の変更を行うものであります。

次に、資料1の裏面にあります項目番号4の鳥獣保護区特別保護地区の指定について、これまで指定してきました盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区及び早池峰山鳥獣保護区特別保護地区の指定期間が満了することから、改めて指定するものでございます。

これらの4項目につきまして審議をした結果、原案を適当と認める旨の答申を行いました。

概要につきましては、資料を御覧願います。

以上で自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございました。

ただいま青井部会長から4項目の審議結果について報告がございましたけれども、内容につきまして御質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、特にないようですので、報告を了承したいと思います。

4. 議 事

「住宅宿泊事業特別部会」の設置について

○大塚尚寛会長 それでは次に、次第の4、議事に移ります。

「住宅宿泊事業特別部会」の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、資料ナンバー2を御覧いただきたいと思えます。「住宅宿泊事業特別部会」の設置についてでございます。

まず1、目的でございますが、本年6月に施行されました住宅宿泊事業法に関しまして、県では住宅宿泊事業に起因する騒音等の生活環境の悪化を未然に防止するために、この事業を規制する区域、期間を定めました「住宅宿泊事業法施行条例」をこの9月の定例会に提案いたしまして可決成立し、10月9日に公布となっております。

この条例では、住宅宿泊事業という新たな事業につきまして、区域、期間の制限を行うものであることから、今後、本県における事業の実施状況等を踏まえまして、3年後を目途に必要な措置を検討する旨の規定を設けているところでございます。この規定によりまして、地域の生活環境の保全に係る専門的な見地から審議、検討を行っていただくために、当審議会におきまして、住宅宿泊事業特別部会を設置しようとするものでございます。

2の部会の名称でございますが、今申し上げました住宅宿泊事業特別部会とさせていただきますということでございます。

3の審議事項でございますが、条例施行後の住宅宿泊事業を取り巻く環境の変化を踏まえまして、生活環境の保全のあり方等について審議いただくものでございます。委員の構成でございますが、おおむね6人程度ということで、審議会の委員から3名程度、専門委員として3名程度、計6名を想定しております。

参考としまして、住宅宿泊事業法につきまして、1のアに書いております。一般住宅に有料で客を宿泊させる民泊のルール化を定めた法律でございまして、家主が都道府県等へ届出することにより、年間180日を上限として宿泊サービスを提供できるということになってお

ります。

イに書いておりますが、県の役割としまして、住宅宿泊事業法第18条において条例で区域、期間を定めて住宅宿泊事業を制限することができる旨の規定がございまして、この規定に基づいて、今般、条例を制定したものでございます。

2でございしますが、条例の概要といたしましては、(1)の営業制限する区域・期間等でございますが、①学校・児童福祉施設等の周囲100メートル区域及び住居専用地域、この2つの区域につきまして、平日の営業を規制させていただき、また、学校周辺の地域にあっては、長期の休業期間については営業を認めることとしております。

それから、②の適用除外につきまして、生活環境の悪化の防止措置が講じられている事業と知事が認める場合には適用除外とすることで、現在、法務担当と規則制定に向け作業中でございます。

(2)でございしますが、現に営業を行っている方については6カ月の猶予期間を定めております。

最後、(3)でございしますが、ここが一番重要なのですけれども、条例施行後3年をめどに必要な措置を検討するというところで、この措置検討におきましての内容を協議していただく部会を置きたいというところでございます。

資料2の最後に、この特別部会の設置要綱案をお示ししております。

以上で説明を終わります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。住宅宿泊、いわゆる民泊事業を取り巻く環境の変化、生活環境の保全のあり方などについて審議する部会として、特別部会を設置したいという旨の説明でございました。

内容につきまして御審議いただきたいと思っておりますけれども、御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

私から、では1点だけ。他の都道府県などではどういった状況で進んでいるのか、もし分かれば状況を、そして本県との関係についてあればお願いしたいと思います。

○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長 県民くらしの安全課の稲森と申します。それでは、私から御説明申し上げたいと思っております。

各都道府県の条例制定の状況でございますけれども、8月1日現在でございますが、条例を制定している都道府県が17自治体、条例制定を行っていない都道府県が22自治体というふうなことで、本県では現状そういった生活環境の悪化ということは確認されておりません。

れども、例えば京都府とか、都会、都市部では、騒音であるとかごみの問題などがござい
ますので、そのような懸念を踏まえまして、今回、岩手県として条例を制定したという状況で
ございます。

以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。日本がインバウンドということで進めておりま
すけれども、大都市部などでは民泊等に伴ういろいろな苦情、環境悪化というのも報道とか
で見かけますが、そういうものに先んじて岩手県でもこのような取組を事前に行いたいとい
う趣旨かと思いますが、内容について特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、特に御意見ないようですので、当該部会を設置することとして
よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○大塚尚寛会長 では、異議ないということで、当審議会に住宅宿泊事業特別部会を設置す
ることと決定いたします。

なお、以降の事務手続等につきましては、事務局でよろしく願いいたします。

5. そ の 他

- (1) 岩手県次期総合計画について
- (2) 次期岩手県環境基本計画の策定について
- (3) その他

○大塚尚寛会長 それでは、次第の5、その他に移ります。

3件ございますが、まず1番目が岩手県次期総合計画について、事務局から説明をお願い
いたします。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 政策地域部政策推進室の加藤と申します。本日
は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。私から、岩手県次期総合計画

長期ビジョンの中間案、それから次期総合計画のアクションプランのうち、今般、素案として公表いたしました、名称はまだ仮称でございますが政策プランについて御説明させていただきます。

それでは、初めに資料3-1の概要版によりまして、長期ビジョン中間案について御説明させていただきます。なお、長期ビジョンにつきましては、6月の総合計画審議会の中間答申が出た直後に、当審議会にて概要を説明させていただきまして、様々な貴重な御意見をいただいておりますが、本日、改めまして長期ビジョンの全般について資料3-1により説明させていただいた後、資料3-2によりまして中間案における主な変更点等を説明させていただきますと思います。

資料3-1を御覧ください。下段でございますが、長期ビジョンにつきましては6月13日の素案公表の後、ホームページ等を通じたパブリック・コメント、県内11カ所での地域説明会、知事と市町村長との意見交換会などを通じて御意見をいただいているところであります。これらの意見等を踏まえた見直しを行い、今般、中間案として公表したところでございます。

ページをおめぐりいただきまして、資料上段でございます。長期ビジョンにつきましては、全体で8章による構成としているところでございます。

下段にまいりまして、「はじめに」でございます。総合計画の役割等についての詳細は省略いたしますが、県の総合計画につきましては県民の皆様をはじめ、多様な主体の方々と一緒に取組を進めていくためのビジョンとしても位置づけているものでございます。

次のページまいりまして、上段、復興計画との関係について記しております。今後の県政推進に当たって、引き続き東日本大震災津波からの復興に取り組んでいくことが大きな柱となりますが、復興計画の計画期間が今年度までとなっております。このため、次期総合計画では、復興を今後も切れ目なく進めるため、現行の復興計画を引き継ぎ、これを含めて策定することとしております。

下段にまいりまして、第1章の計画の理念でございます。1の時代背景として、地方創生に向けて東京一極集中の是正を進めていくためには、より地方の暮らし、仕事を起点とする政策を組み立てていく必要があること、幸福度に着目した研究や政策への活用が進展していることなどを記しております。

また、2の岩手県における背景として、震災からの復興を進めるに当たって、幸福追求権を原則の一つとして取り組んできたことや、幸福を考える上で重要と言われております人や

地域のつながりが高いことが本県の強みであることなどをまとめております。

次のページでございます。世界各国、内閣府や自治体において、幸福や幸福度に着目した研究が進められている状況について、参考としてまとめております。この背景でございますが、高度経済成長期に社会経済状況をあらわす指標として主に用いられてきた国内総生産の伸びといった経済成長、これが必ずしも人々の幸福につながっていないとの御指摘のもと、こうした経済指標に加えて、物質的な豊かさだけでなく様々な要素にも着目していく必要があるという考え方で各種の研究が進められております。

下段でございますが、幸福をめぐる研究や活用の動きをまとめたものでございます。三重県、福岡県、また本県では滝沢市が既に先行して、幸福をキーワードに総合計画を策定されているほか、94を超える自治体が参加する住民の幸福実感向上を目指す「幸せリーグ」といった動きなど、自治体の幸福度を高めて、地方への人の流れを生み出していくといった取組が様々現れている状況にあります。

次のページへまいりまして、計画の理念といたしまして、幸福を守り育てるための取組を推進していくこと、あらゆる主体がそれぞれ主体性を持ってみんなで行動していくこと、ソーシャル・インクルージョンの観点に立った取組を推進していくことを掲げております。さらに、社会が持続的に発展していくためには、自然環境やエネルギーをはじめ、幸福の基盤を次世代に引き継いでいくことが重要になりますことから、4として幸福と持続可能性について記しております。

国内サミットで採択されました、誰一人として取り残さないといった持続可能な開発目標でありますSDGsにつきましては、本県の考え方と相通ずるものであり、持続可能性が今後の岩手の将来を考える上で重要なキーワードになると考えております。

次のページへまいりまして、第2章、岩手は今でございます。いわゆる時代の潮流としまして、世界、日本、岩手それぞれにまとめております。

次のページへまいりまして、3の岩手の変化と展望につきましては、本県における人口減少と東日本大震災津波からの復興について記しております。上段の本県における人口減少につきましては、2040年に100万人程度の人口の維持を目指すこととしており、現在、平成27年に策定した岩手県ふるさと振興総合戦略に盛り込んだ取組を推進しているところでございます。

下段が震災からの復興についてのこれまでの取組でございます。被災者の幸福追求権を保障すること、犠牲者のふるさとへの思いを継承することを2つの原則としてこれまで復興に

取り組んできたことや、引き続き三陸のより良い復興の実現に向けた取組を進めていくことなどを記しております。

次のページにまいりまして、本県の強みと弱みでございます。政策分野ごとにまとめておりますが、今般の中間案におきまして、従前この政策分野、いわゆる8+1ということで、9つの分野で整理しておりましたが、新たに⑩としまして参画の分野を加えております。この点につきましては、後ほど御説明させていただきます。

第3章、基本目標でございます。これまで御説明しました理念や現状認識等を踏まえ、基本目標を「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」としているところでございます。

その考え方としまして、次期総合計画は東日本大震災津波からの復旧、復興の取組の中で、学び、培った経験を生かし県政全般に広げていくこと、幸福を守り育てる岩手を実現することが全ての県民が希望を持つことのできる希望郷いわてになることなどを記しております。

資料下段から、第4章の復興推進の基本方向でございます。復興推進につきましては、これまでの2つの原則や目指す姿を引き継ぐこととした上で、おめくりいただきまして、参画、交流、連携の3つの視点を掲げ、また従前の安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の3つの柱に、新たに未来のための伝承・発信を加えた「より良い復興～4本の柱～」として取り組んでいくこととしております。

資料の下段から1つ目の柱、安全の確保、次のページにまいりまして、暮らしの再建、なりわいの再生、ページをおめくりいただきまして、新たに追加した未来のための伝承・発信の取組についてまとめております。

第5章、政策推進の基本方向でございます。平成27年に設置いたしました「岩手の幸福に関する指標」研究会が示しました幸福に関する12の領域をもとに、10の分野を政策体系としております。

下段にまいりまして、(1)の健康・余暇につきましては、健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、また自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手に向けて、5つの政策を展開していくこととしております。5つの政策が箱書きの部分でございます。

次のページ以降、同じ作りとなっております、(2)の家族・子育てから(10)の参画まで同様に分野がございまして、あるべき姿的なものを掲げ、その下に箱書きで政策という、そのようなまとめとなっております。

第6章、新しい時代を切り拓くプロジェクトでございます。より長期的な視点に立って新しい時代を切り拓いていくプロジェクトとして、1のILCプロジェクトから次のページの下段、11の人交密度向上プロジェクトまでの11のプロジェクトを推進していくこととしております。

第7章、地域振興の展開方向でございます。本県の4広域圏の取組の方向や、県北沿岸振興などの基本的な考え方を示すものであります。資料の下段に4広域圏ごとの目指す姿をまとめております。

最後に、次のページでございます。第8章、行政経営の基本姿勢でございます。こちらにつきましては、県の今後の行政経営に関する基本的な考え方を示すものであり、地域意識に根差した県民本位の行政経営の推進とはじめとした4本の柱に基づく取組を進めていくこととしております。

続きまして、資料3-2、本体、素案から中間案に至る変更点について御説明申し上げたいと思います。資料の3-2でございます。こちら、まず資料の23ページでございます。第3章、基本目標でございます。こちら上段に基本目標、本文を掲げておりますが、3行目の「幸福を守り育てる希望郷いわて」の前に新たに「お互いに」という言葉を加えまして、県民が相互に支え合いながら幸福を守り育てるという趣旨が明確になるようにしたところがございます。

また、その下、基本目標の考え方がございまして、素案段階では矢印以下の部分のみでございましたが、今般、新たに箇条書きで具体的な記載を追加したところがございます。23ページの上段につきましては、復興の取組の中で学び、培った経験を具体的に示すとともに、下段では同じく今後の復興の取組の考え方をまとめております。

さらに24ページの上段にまいりまして、箇条書きで記載しておりますが、幸福を守り育てるための今般の計画における政策体系の考え方、また3つ目のポツであります、「政策の推進に当たっては、県民意識調査で県民がどの程度幸福を実感しているかといった状況を把握しながら、『アクションプラン』においては、幸福に関連する客観的な数値目標を掲げ、幸福を守り育てる政策の効果を捉えていきます」と、政策の効果の捉え方、これを追加しているところがございます。

続きまして、25ページでございます。第4章、復興推進の基本方向でございます。こちらは、素案段階では箇条書きであった内容を文章形式として具体的に記載したところがございます。

35ページでございます。第5章、政策推進の基本方向でございます。第5章につきましても第4章と同様に、素案段階では箇条書きであった内容を文章形式として、取組の方向を具体化したところでございます。

38ページでございますが、パブリック・コメント、審議会などにおきまして、市町村や関係機関との役割分担に関する御意見を多くいただいているところであり、こうした御意見に対応する形で、今回の中間案では、新たに各分野に「みんなで取り組みたいこと」として、多様な主体に期待する取組を盛り込んだところでございます。各政策分野共通でございます。

68ページでございます。上段、(10) 参画と表記しているものでございます。こちらは、先ほど若干触れましたが、素案におきましては幸福に関する健康・余暇から自然環境までの8つの分野に社会基盤を加えた9つの分野としていたところでございます。この点に関しまして、社会基盤に含まれている内容が男女共同参画など多岐にわたっているとの御意見をいただいたところであり、こうした御意見を踏まえまして、中間案におきましては新たに10番目の分野として参画を設定したところでございます。

70ページでございます。第6章、新しい時代を切り拓くプロジェクトでございます。こちらにつきましても、素案段階ではその考え方のみ示しておりましたが、中間案におきましてはILCプロジェクトをはじめ、11のプロジェクトを新たに具体的に盛り込んだところでございます。こちらが大きな変更点でございます。

76ページからは、第7章、地域振興の展開方向でございます。広域圏ごとの目指す姿などを新たにつけ加えたところでございます。

96ページ、最後でございますが、第8章、行政経営の基本姿勢でございます。こちらにつきましても、素案段階では箇条書きでございましたものを文章形式とし、具体的に取組を記載したところでございます。

以上が長期ビジョン中間案でございますが、引き続き、資料3-3、第1期アクションプラン、政策プラン素案によりまして、御説明申し上げたいと思います。

資料3-3、下段を御覧ください。長期ビジョンに基づくアクションプランにつきましても、復興プラン、政策プラン、地域プラン、行政経営プランの4つのプランで構成し、マネーフレスト・サイクルに対応した4年間の計画期間として策定することとしております。

おめくりいただきまして、政策プランの構成でございますが、大きく各政策分野の客観的指標、県が取り組む具体的な推進方策、4年間の工程表、県以外の主体に期待される行動で構成することとしております。

資料の下段から、指標の考え方について整理しているものでございます。幸福指標研究会の報告書におきまして、指標に関しては幸福に関する領域ごとに、県民の方々がどの程度幸福を実感しているかといった主観的指標、それから領域ごとに完全失業率をはじめとした統計データに基づく客観的指標に区分されております。

あわせて、主観的指標については、短期的な数値の変動に着目するのではなく、また目標値を設定して管理すべき性質のものではないといった取りまとめが行われているところでございます。このような考え方を踏まえまして、主観的指標につきましては県民意識調査を通じて、毎年度、県民がどの程度幸福を実感しているかといった状況を把握していくこととし、一方で政策プランには統計データに基づく客観的な指標を掲げ、政策評価で進捗管理を行っていくこととしているところでございます。

次のページへまいりまして、下段でございますが、政策プランの概要を含め、次期総合計画における政策の体系を整理しております。まず、長期ビジョンにおきまして、基本目標に掲げます「お互いに幸福を守り育てる」のもと、これに関連する10の政策分野と政策項目を体系立てているものでございます。

おめくりいただきまして、まずⅠの健康・余暇の分野でございますが、左の箱書きに統計データなどに基づく客観的指標として、例えば健康寿命、脳血管疾患等で亡くなる方の数、余暇時間をはじめとした指標を掲げ、その達成に向けて具体的な推進方策に取り組むということで、右側に政策項目と県が取り組む方策をまとめているものでございます。

以下、各政策分野も同様の構成となっておりますが、こちらも恐れ入りますが、資料3—4で内容を御説明申し上げたいと思います。資料3—4、政策プラン（仮称）素案でございます。おめくりいただきまして、目次がございます。

それをおめくりいただきますと、1ページでございます。健康・余暇ということで、先ほどの資料と同様に、健康・余暇の政策分野がございまして、中段に指標項目がございます。こちらは現時点では項目のみで、候補として掲げているものでございます。

さらに、下段から次のページにかけまして、各政策項目と具体的推進方策の柱立てを示しております。

その上で、3ページから5ページでございますが、政策項目の「1 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります」でございますが、その基本方向がございまして、その下、政策項目における現状と課題、その下へまいりまして、県が取り組む具体的な推進方策が①から、次のページへまいりまして、③まで掲げております。

さらに、県以外の主体に期待される行動として、それぞれの役割分担を記しているところでございます。

今般、素案におきましては、上に掲げる指標項目のみを記しておりまして、また工程表もまだ盛り込んでいないところでございます。これらにつきましては、11月に中間案を公表する予定でございまして、その際に具体化していくこととしております。

最後に、今後のスケジュールでございしますが、長期ビジョンの中間案、また政策プランにつきましては、現在、パブリック・コメントや地域説明会を実施して、広く御意見を伺っております。長期ビジョンにつきましては11月に案として取りまとめ、条例の規定に基づき議会に報告するとともに、政策プランにつきましては政策プランを含めた4プランをあわせて中間案としてお示しする予定としております。

以上が長期ビジョン中間案と政策プラン素案の概要でございます。説明は以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。

続きまして、岩手県次期総合計画素案における環境審議会委員からの意見の反映状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、資料ナンバー3―5を御覧いただきたいと思っております。前回のこの審議会におきまして、委員の皆様から5件ほど御意見をいただいております。

1つ目でございますが、幸福の理念は、県民が具体的にどうしたら幸福になれるかという観点が見えてこないのではないかとこのところでございますけれども、これにつきましては中間案の第5章の政策推進の基本方向のそれぞれの政策分野ごとに、県民や市町村などの役割というものを期待しているところでございます。

続きまして、2番の動物については、ペットと野生動物があるのだが、これについての整理はどうなるのかということでございますが、ペットにつきましては(2)の家族・子育てに、野生動物につきましては(8)の自然環境の分野ということで記載を分けております。

3点目、自然環境という大きな柱立てでございますが、「環境」のほうがより分かりやすいのではないかとこの御指摘をいただいておりますが、先ほど御説明したところでございますけれども、「岩手の幸福に関する指標」研究会から出されました12の領域からこの名称となっております。これを補う文章をサブタイトルのところにつけ加えまして、工夫をしたところでございます。

4 点目、次期総合計画と環境基本計画の連動について、議論をしなければならないという御指摘をいただいております。次期環境基本計画につきましては、後で御説明をするところでございますが、2021年度からの10カ年計画となっておりますので、これらについて県の次期総合計画の方向性を盛り込むことについて、次期環境基本計画を策定する時点で取り組みたいと思っております。

最後の5点目でございます。再生可能エネルギーの導入につきまして、自然破壊であるとか、地産地消の対策を盛り込んでいただきたいという御意見をいただいておりますが、これにつきましても、まず自立・分散型エネルギー供給体制の構築の記載であるとか、さらには政策プランには地域、環境に配慮した制度改善等の記載を入れておりまして、このような視点で取り組みたいということでございます。

以上です。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。

岩手県の次期総合計画につきまして、前段では長期ビジョン中間案について、そして第1期アクションプランの政策プランの素案について説明していただきました。

また、後段では、前回6月の当審議会で示されました素案に対して、委員の皆様からいただいた意見がどう反映されているかについて説明をしていただきました。

説明していただいた内容につきまして、御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○渋谷晃太郎委員 長期ビジョンの5ページにSDGsについての記載がありますがけれども、論点が幸福論のほうに移っていて、SDGsについてどう対応するかという県の態度表明というのですか、そういったものがないので、具体的にどうするか分からないということになっていて、そのためアクションプランを見ると一言も出てこないということで、これから世界中で15年間でやっていくことに対して県としてどう取り組んでいくか明らかにしていく必要があるのではないか、という気がしています。

それから、7ページの温暖化のところの最後のほうに、3つの社会づくりを進めますとなっているのですがけれども、これは（国の）第4次環境基本計画までの基本的な柱立てがあつて、（国の）第5次環境基本計画は今年度から動いているのですがけれども、さらに拡充というか考え方が進化していて、新しい（総合）計画に入れる場合にはこういった観点も入れて、その後、県の環境基本計画も改訂をするというふうに、新しい概念を加えたほうがいいのかなという気がしています。

19ページですが、強みと弱みの環境のところなのですけれども、イヌワシとか身近に希少種がいるということが強みになっているのです。希少種がいる状態になっているということは果たして強みなのかという根本的なところがあって、追い込んでしまって希少種になっているということであれば、それはむしろ弱みの部分になってしまうので、御検討いただきたい。むしろそういう状況にならないようにすべきではないかという論点もあるという気がしています。

また、同様に生物多様性についての取組が強調されていますけれども、その基盤となる生息環境の保全が抜け落ちているような気がしていて、特に重要な、地域の保全というもの、例えば早池峰国定公園とか、そういったものの保全もきちんとするというところがあって、希少種の保護などが来たほうが良いという気がしています。

それから、これは質問なのですけれども、第6章の新しい施策に関しては、アクションプランは立てないのか、進捗管理をどうするのかということが見えず、政策プランの中に入っていないので、どこで扱うのかが分からないということでした。

それから、アクションプランに行って環境のほうなのですけれども、地球温暖化のほうで適応について、県の環境基本計画の中で、条件つきですけれども、県としての適応施策の総合化・体系化による中長期的な適応計画の検討を進めていくというような表現があって、ただ情報提供だけではなくて、そろそろ中長期的な適応計画の検討を進めていく必要があるという気がしています。

それから、廃棄物対策に関しては、昨今問題になっているプラスチックごみ対策などを先取的に進めるようなこともあったらいいと思いますし、環境教育のところではESDの取組に関して加えていただければということで、質問が1つなので、それにだけお答えいただければいいと思います。以上でございます。

○大塚尚寛会長 いくつか出ましたので、それぞれ担当から説明をお願いします。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 ありがとうございます。SDGsにつきましては、御指摘のとおり、まだ政策のところまでは落とし込んでいないというか、整理がついていないというのは御指摘のとおりでございます。また、現時点では長期ビジョン段階、あるいは政策プラン段階では新しい政策の体系、10の分野でございますが、これで整理することを主としておまして、恐らくそれが固まった後に、例えば長野県などではそれぞれ政策ごとに17の目標のどれに該当するかといった整理をしておりますが、そのような次の段階での整理ということを考えていくことになろうかと思えます。

あと第6章、新しい未来を切り拓くプロジェクトでございますが、進捗管理につきましては現在、御指摘のとおり検討中で、まだないということでもあります。ただ、こちらはプロジェクトということでありまして、最終的には第5章の通常の県の政策にぶら下がる事業の中から幾つかプロジェクトとしてまとめられる、さらに現在、来年度予算に向けて新規事業を検討しておりますが、そういった新規の予算事業が加わった形でパッケージとしてのプロジェクトになってくる、そのような仕上がりになっていきまして、それらを踏まえた後の進捗管理をどうしていくかということになるかと思えます。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長の高橋でございます。気候変動適応法に位置づけられました地域気候変動適応計画の御意見いただいております。これは素案ということで、ちょっと記載がないところでありますが、この6月に公布されました気候変動適応法でも地域気候変動適応計画策定が努力義務ということで盛り込まれまして、本県でも、平成29年度から毎年度、岩手県気候変動適応策取組方針を、7つの柱立てに沿いまして定めているところでございまして、これをまずは2020年度まで単年度で策定していくと。また、次期岩手県地球温暖化対策実行計画が2021年度から始まるということもございまして、時期につきましてはこういった実行計画の中に盛り込んでというようなことを想定して、このアクションプラン、政策プランに盛り込んでいく方向で進めさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○大塚尚寛会長 それでは、続いてお願いします。

○高橋自然保護課総括課長 自然保護課総括課長の高橋でございます。希少種が身近にあるということが強みなのかという御指摘ございました。自然環境が非常に近いところにあるという意味で、そういう表現をさせていただいておりますけれども、取組といたしましては、そういうものをきちんと守っていくということと、守る考え方を県民の皆様のところを広げていくといく方向で、今後、アクションプランなり施策を対応していくという形にしていきたいと考えております。

また、生物多様性、早池峰などの生息環境の保全といったことが抜けているのではという御指摘ございました。具体的などころまでは政策プランには記載しておりませんが、個体数の管理や、鹿の被害で高山植物がというような流れも今ございまして、早池峰という一例の御紹介があったと思いますけれども、今後、施策段階のところを考えていきたいと思えます。

○高橋環境生活企画室企画課長 ESDについて御提言をいただいたところでございます。アクションプランの資料3-4の146ページ、147ページのあたりをお開きいただきたいのですが、146ページの一番最後の⑥のところに環境学習に関する記述を載せておりますが、持続可能な社会づくりというキーワードを入れながら、SDGsの考え方であるとかESDについても、ある程度ここに踏襲した形となっております。

それから、147ページの三陸ジオパークに関する取組の2つ目にもESDというキーワードを入れていますが、とにかくこの分野につきましては委員御指摘とおり、国の第5次環境基本計画のところでも大きな柱立てとなっておりますので、このような取組につきまして、次期環境基本計画の中にも盛り込む必要があると考えておりますし、皆様からもそういう視点でいろいろ御助言いただければと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 資源循環推進課でございます。廃棄物対策としてプラスチックの問題を先取りしてはどうかという御意見ありました。いまアクションプランの147ページをお開きかと思うのですが、次の148ページを御覧ください。ここでは循環型地域社会の形成を進めますということで書いていて、プラスチック問題というのは具体的に書かれていないのですが、この148ページの県が取り組む具体的な推進方策の中の、廃棄物の発生抑制など3Rの推進というところで大きく捉えておりまして、具体的な対策については、今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

○大塚尚寛会長 委員からの意見、御質問については、網羅されましたでしょうか。

○渋谷晃太郎委員 大事なところを1つ忘れておりまして、今ちょうど開いていただいていると思うのですが、このアクションプランを見るとよく分かるのですが、表題について、先ほど御回答いただいた「自然環境」でくくるというところで、アクションプランを見ると自然環境と一番上に表題があって、その下に循環型社会を目指します、それから温暖化防止を目指しますという構造になっていて、私としては違和感がある。やはり「環境」のほうがいいのかなというのは、「自然環境」に地球温暖化などがぶら下がるようなイメージというのは非常に県民にとって分かりにくいということで、先ほど御説明があった副題で書かなければ分からないようなことでは困るなという気がして、納得は余りしていないということです。

以上です。

○大塚尚寛会長 いかがでしょうか。ここは前回から渋谷委員から出ていたところですので。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 政策プランの表記につきましては、誤解を招かないような形で表記を検討していきたいと思います。

○大塚尚寛会長 最後の点につきましては、前回も他の委員からも御意見あったかと思いませんし、私も発言したような気がしておりますが、総合政策の中では「自然環境」というのが落ちつきがいいのしょうけれども、我々環境審議会の中から見ると、やはり「環境」という中にそういったものが包括されるという位置づけなのかなと思いますので、再度、御検討いただければと思います。

他の委員の皆様から何か、あるいは関連したことでいいです。

○梶田佐知子委員 資料3—4の家族・子育て、医療・健康に関してなのですが、読んでみると今ある医療機関の上を目指していることがいっぱい書かれているように思います。今日の新聞、皆さんも御覧になったと思うのですが、奥州市の水沢病院では入院が止まるという、こういうのを見たときに、やっぱり県民は不安になりますよね。そうすると、幸福、幸福とすごく書かれているのですが、やっぱり幸福というのは自分が健康で、家族が健康で、特に大人は子供が健康でという形をとるのですが、県立病院を見ると、婦人科がなかったり、小児科が入院ができなくなっていくことが書かれているにもかかわらず、例えば今こうやって縮小されていく医療機関に対して県はどのように考えるのかなというのが私は抜けているように感じました。ですから、そういうことについては確かに医師が少ないからそうなる、だから人材を確保していかなければならないとか、そういう感じに書かれているのはそのとおりだと思いますけれども、今の医療機関が減っていくということに対しての県の取組というのを記載していただければいいなと思いました。

以上です。

○大塚尚寛会長 いかがでしょうか。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 ありがとうございます。御指摘の点、まだ政策プランは素案段階でございますので、こちらを中間案まで充実していく過程の中で、さらに記載などを検討していくことになろうかと思えます。持ち帰って、担当の部局のほうにも伝えたいと思います。

○大塚尚寛会長 よろしくお願ひします。

ほか委員の皆様から御意見等ございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、今日出ました御意見等をぜひ反映していただければと思います。

今後の環境審議会での総合計画の取り扱いといいますか、どうなるか、もし今の時点で分かっていたら。

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 次回の環境審議会ということですが、会議の最後に御説明申し上げようと思っておりましたけれども、次回の環境審議会は来年の2月ごろの開催を予定しているところでございます。その際には、次期環境基本計画の策定スケジュール等も含めて御説明申し上げようと考えております。

○大塚尚寛会長 次期総合計画の中間案とか、政策プランについては素案という段階で出てきましたが、2月の環境審議会にはもう一度こういったものが出てくるのか、その辺をお伺いしたいと思うのですけれども。

○加藤政策地域部政策推進室特命課長 次期総合計画長期ビジョンにつきましては、来月の11月15日に総合計画審議会を予定しております、そこで最終答申をいただくこととなっております。その最終答申を受けて、県として策定しまして、12月議会に報告、2月議会に承認を求める議案を提出、といった流れでございます。最終的には2月の議会の議決をいただいてからということで最終が固まるものがございます。

一方政策プランにつきましては、こちらは11月に中間案ということで出すのですが、さらに年明けに来年度予算などを踏まえた形で案という形で出しまして、最終的には長期ビジョンが固まった後に成案という形になるものですので、来年の3月ごろになるかなと思います。

○大塚尚寛会長 ちょうど2月ということで、長期ビジョンについてはほぼ固まっています、政策プランにつきましてはほぼ固まった段階ということで、次の環境審議会では報告という形で受けるのでしょうか。

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 次回の審議会の持ち方についてはこれから検討いたしますが、今会長がおっしゃったとおりのところが基本になるかなと思っております。

○大塚尚寛会長 多分、この後の次期岩手県環境基本計画の策定に大きくかかわってくるところだと思いますので、その辺の関係を整理していただければと思います。それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。5のその他の(2)の次期岩手県環境基本計画の

策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、資料ナンバー 4 を御覧いただきたいと思います。

次期岩手県環境基本計画の策定についてでございますが、まず 1 の趣旨ということで、現計画につきましては平成32年度まで、2020年度までの計画となっておりますので、次期計画の策定に向けまして、現行計画策定時と同様に特別部会を設置いたしまして、審議を行うことを想定しているものでございます。

2 番目の概要のところでございますが、2021年度から2030年度までの10カ年計画、策定の方法につきましては2019年度から2020年度の2年間にわたりまして御審議をいただく。この審議におきましては、特別部会を設置いたしまして、計画の策定に係ります調査検討等を行っていただくことを想定しております。

3 の特別部会の概要のところでございますけれども、名称は「環境基本計画策定特別部会」を仮称としております。委員につきましては10名ぐらいの方々をお願いいたしまして御審議をいただきたいということでございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。次期の岩手県環境基本計画の策定につきまして、その概要と特別部会を設置して検討していきたいという内容でした。

内容につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 よろしいでしょうか。それでは、このような段取りで進めていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、その他の(3)、その他になりますけれども、事務局のほうからほかに特にございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 ないということで、では委員の皆様から特に何か発言があれば。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 ないようですので、それでは進行を事務局にお返しいたします。

6. 閉 会

○高橋環境生活部副部長兼環境生活企画室長 大塚会長、大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

なお、先ほど少し御説明申し上げましたが、次回の環境審議会につきましては、来年2月ごろの開催を予定してございます。内容は、先ほど御説明申し上げましたが、2020年度に策定を予定しております次期岩手県環境基本計画の策定スケジュール等につきまして事務局から御説明の上、皆様から御意見を伺う予定としてございます。年度末の大変お忙しいところを恐縮ではございますが、ぜひとも御出席をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして当委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。